

新潟県柏崎市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、柏崎市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(設置)

第2条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、柏崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 諮問庁 新潟県柏崎市情報公開条例（平成10年条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第14条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（新潟県柏崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第38号。以下「法施行条例」という。）第2条第1項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）及び新潟県柏崎市議会個人情報保護条例（令和4年条例第44号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第10条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。
- (3) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。
 - ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）
 - イ 議会個人情報保護条例第20条第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）

(所掌事項)

第4条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第14条第1項の規定による諮問に応じ、情報公開に係る審査請求に関する事項
- (2) 実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する事項
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問又は議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ、個人情報保護に係る審査請求に関する事項
- (4) 法施行条例第8条の規定による諮問又は議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項
- (5) 市の機関の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項（組織）

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の調査審議）

第8条 審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

（審査会の調査権限）

第9条 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第10条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又はそれらに係る写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料を納めなければならない。

5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は

免除することができる。

6 第4項の規定による手数料の額及び前項の規定による手数料の減額又は免除については、新潟県柏崎市手数料条例（平成11年条例第32号）に定めるところによる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第14条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（審査請求に係る調査審議以外の調査審議）

第15条 審査会は、次の各号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、当該各号に定める機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- （1） 第4条第2号に規定する所掌事項 実施機関
- （2） 第4条第4号に規定する所掌事項 市の機関又は議会
- （3） 第4条第5号に規定する所掌事項 市の機関

2 審査会は、前項各号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止）

第2条 新潟県柏崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第5号）は、廃止する。

（情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の新潟県柏崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「旧条例」という。）第1条の規定により設置された柏崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第6条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

2 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第6条第2項の規定に

かわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

- 3 施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際旧審査会が行っている法施行条例附則第2条の規定による廃止前の新潟県柏崎市個人情報保護条例（平成11年条例第4号）の規定によりその権限に属させられた事項又は個人情報保護制度に関する重要事項に関する調査審議については、第4条に規定する審査会の所掌事項に該当すると認められるもの限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。
- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第5条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（手数料条例の一部改正）

第4条 新潟県柏崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第9号第4項事務の欄中「交付」の次に「及び新潟県柏崎市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定に基づき柏崎市情報公開・個人情報保護審査会が行う意見書等の写し等の交付」を加え、同項名称の欄中「主張書面等」の次に「又は意見書等」を加える。